

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定により、令和4年9月5日から同日以後最初に香川県広域水道企業団規約（平成29年総行市第69号）第9条第2項の規定により企業長が任命されるまでの間、香川県広域水道企業団副企業長高木孝征が香川県広域水道企業団企業長の職務を代理する。

令和4年9月2日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造